



次の2案を示した。

(案1) 無償割当の排出枠は、制度対象事業者の排出枠の保有義務と一体として付与されるものであることから、資産を認識しない。

(案2) 無償割当の排出枠は、市場取引での売却により換金可能なことから資産を認識するものの、無償で取得しているため、取得原価であるゼロで測定する。

こととなる。また、排出枠は無形資産につき物理的な劣化がないため、減価償却を行わないことが考えられる。

この点につき、事業用の固定資産の減損や通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価下げを要求する他の会計基準との整合性の観点から、事業投資であっても排出枠の市場価格が一定程度下落した場合の帳簿価額の減額について、事務局は次の2案を示した。

(案1) 制度対象事業者が事業投資として保有することを前提とすれば、保有する排出枠は換金されず、制度上定められた排出枠の保有義務の充足に用いられる。このため、市場価格が一定程度下落した場合でも帳簿価額の減額は不要である。

このうち事務局は案1を提案した。専門委員からは、「付与された時点で資産を認識しない、と整理してしまうと、売却や事後の認識をする考え方が難しくなってしまうのでは」、「取得原価ベースで整理したほうが、どの時点で資産として認識するのか等、論点が整理しやすいのでは」など案2を支持する意見が聞かれた。

購入した排出枠の事後の測定

排出枠を事業投資として会計処理する場合、事前に期待される成果が、時価の変動というよりもその後に生ずる資金の獲得であるため、事後の測定についてもその事実が生じるまでは時価に基づく評価替えは行わない

経理に「効く」  
法律雑字  
犯意

弁護士  
白川 敬裕

法学部やロースクールで学ぶ判例に「たぬき・むじな事件」があります。これは、栃木県上都賀郡東大芦村（現在の鹿沼市）で発生した狩猟法（当時）違反の事件でした。

狩猟法という法律で「たぬき」の捕獲が禁止されていたといふが、被告人は「むじな」だと思って捕獲したのは、「たぬき」でした。

他方、その地域では、その動物は背中に十文字の白い斑点があり、と整理してしまうと、「取

り、と整理してしまふと、売却や事後の認識をする考え方が難しくなってしまうのでは」、「取

り、

【柳田国男 「狸とムジナ」より】  
「日本最古の文献には、ムジナという語もあればタヌキという語もある。」

現在の日本語としても、二つの名詞の昔からあつた処ならば、それを同じものだという人はまずないであろう。」

「東日本は一帯に、もとはタヌキという語のない地方だったらしい。そのために形と習性とのやや似よつた二つ以上の野獸を、ともにムジナと呼ぶ人が、関東などには多かつた（以下、略）」

他方、比較的近い時期に、狩猟法で「むささび」の捕獲が禁止されていたといふが、「もま」という動物だと思つて捕獲した事件がありました。この事件の被告人は、大審院で有罪とされました

（大正13年4月25日）。

「当時、その地方では、「むさ

さび」のことを「もま」と俗称

していたに過ぎないので、「もさ

さび」を捕獲する認識（犯意）

はあった」と判定されたのです。

なお、野生のタヌキは、現行の法律（いわゆる鳥獣保護管理法）によつても、行政の許可なく捕獲する」ことが禁止されています（同法8条）。罰則も定められていますので、注意が必要です。

このうち事務局は案1を提案

し、専門委員からは賛意が聞か

れた。

(案2) 制度対象事業者が事業投資として保有することを前提としても、排出枠の市場価額が一定程度下落した場合には、保有する排出枠の帳簿価額を減額する。

このうち事務局は案1を提案

し、専門委員からは賛意が聞か

れた。

同一の動物である」とは専門家以外にはほとんど知られていないかつた。

当時、一般に「たぬき」のほかに「むじな」という動物がいふると信じられており、両者が

（同法8条）。罰則も定められていますので、注意が必要です。

## 譲受人がSPCの場合の金融資産の消滅範囲の明確化、議論大詰め

ASBJ、金融商品専門委

去る2月2日、企業会計基準委員会は、第249回金融商品専門委員会を開催した。

前回専門委員会・第568回親委員会（2026年2月10日号（No.1767）情報ダイジェスト参照）に引き続き「譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」について検討が行われた。

主な検討内容は次のとおり。

### 適用時期・経過措置

(1) 適用時期  
事務局より、最終基準の公表日以後最初に到来する4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する金融資産の譲渡から適用する案が示された。

また、早期適用については、できる限り速やかに適用可能とすることに対するニーズが存在していることを考慮して、次の2案が示された。

(2) 経過措置  
適用初年度において、これまで伴う会計方針の変更として取り扱うこととし、適用前に実施された金融資産の譲渡の会計処理については、適用日ににおける会計処理の見直しおよび追溯的な処理を行わないことが提案された。

### 連結会計基準の見直し

前回専門委員会では他基準修正として提案されていたが、今回、会計基準の改正として再提案された。具体的な内容は次のとおり。

(案2) 20XX年4月1日（原則的な適用日の1年前の4月1日を想定）以後開始する連結会計年度および事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することができる。

### (2) 経過措置

の会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うこととし、適用前に実施された金融資産の譲渡の会計処理については、適用日ににおける会計処理の見直しおよび追溯的な処理を行わないことが提案された。

### 専門委員の意見

専門委員からは、特段異論は聞かれなかつた。また、「早期適用については案2を支持」との意見が聞かれた。

\*

に取り扱うことを示す。見直しにあたっては、同様の内容を定めている財務諸表等規則の表現を用いる。  
・強制適用は、最終基準の公表日以後最初に到来する4月1日以後開始する連結会計年度の期首からとする。  
・早期適用は、最終基準の強制適用日の1年前の4月1日以後開始する連結会計年度の期首から可能とする。  
・経過措置については、遡及適用は求めず、将来にわたって適用する。

### 金融商品会計基準案・金融商品実務指針案の文案

(案1) 公表日以後実施される金融資産の譲渡から適用することができる。

・連結会計基準7-2項において、SPCに対する融資者を

事務局からは、専門委員会での審議はこれで終了し、次回親委員会に詰つて異論がなければ、早めに公開草案を公表したい旨が示された。

## 経理用語の豆知識



### グループ監査での重要な虚偽表示リスク評価

グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し評価するプロセスは、反復的かつ累積的であり、特に構成単位の事業活動が複雑もしくは専門化している場合または複数拠点にわたって多数の構成単位が存在している場合に難しくなることがある。

グループ監査人は、潜在的な重要な虚偽表示リスクに関して暫定的な識別を行い、グループおよびグループ環境ならびに適用される財務報告の枠組みおよびグループの内部統制システムに対する理解に基づいて、グループ財務諸表の重要な取引種類、勘定残高または注記事項を暫定的に識別する。

潜在的に重要な虚偽表示リスクの暫定的な識別においては、その企業または事業単位を含むグループおよび事業活動を行っている環境や業界に関する、監査人の理解を考慮する。グループ監査人は、暫定的な識別に基づいて構成単位の監査人をリスク評価手続に関与させることが多い。

### 販売用不動産等の正味売却価額の算定方法

販売用不動産等の正味売却価額の算定方法は1つではなく、土地については、その価格形成の特殊性を考慮すれば、複数の算定方法のなかから特定の1つの方法を選択することになり、画一的にすべての土地に対して同一の算定方法を適用することには限界がある。したがって、個別物件ごとに算定することが適当であり、監査人は、会社が最も適切と判断する方法を選択して合理的に算定していると認めた場合は、妥当な算定方法と認めるものとする。

特定の販売用不動産等に対する正味売却差額の算定方法は、毎期継続して適用し、評価のための前提条件に変更がない限り前年度と同一の算定方法を用いる必要がある。なお、評価に影響を与えるような事象または状況に変化に起因して正味売却価額の算定方法を変更したり、より正確な正味売却価額の算定を意図して変更することに合理的な理由が認められる場合には、監査上妥当なものとして取り扱うことができるものとする。

## この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年1月26日	新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について(通知)	JICPA	昨今の新規上場会社等の財務諸表における不正事例等の発生を受け、監査実施状況について調査および審査を行い、監査の社会的信頼性を維持向上させるため、最近の新規上場会社等の会計不正事例を踏まえて、監査業務実施上の留意事項をあらためてまとめたもの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260126kja.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260126kja.html</a>
2026年1月30日	「法人税基本通達の一部改正について」(法令解釈通達)	国税庁	令和7年度の法人税関係法令等の改正で、グローバル・ミニマム課税における各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税(UTPR)および各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(QDMTT)が創設されたことに対応し、所要の整備を図ったもの。UTPRにおける構成会社等の従業員その他これに類する者の範囲、QDMTTにおける国内調整後対象租税額に含まれる利益の配当に係る被配分当期対象租税額等の新設等が行われている。 <a href="https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2601xx/index.htm">https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2601xx/index.htm</a>

トランプ米大統領は1月30日、次期米連邦準備制度理事会(FRB)議長にケビン・ウォーキュ氏を指名すると発表した。ウォーキュ氏は、2002年までモルガン・スタンレーにおいて役員を務めるなど民間部門で活躍したが、2002年にブッシュ政権で大統領特別補佐官・国家経済会議(NEC)事務局長に、さらに2006年には当時史上最年少のFRB理事に就任した。2011年までのFRB理事の任期中、リーマン危機対応を含む数々の米金融政策に携わった。FRB理事辞任後は、民間企業や研究所での活動が続いているが、これまでも、たびたびFRB議長候補として名前が挙がっている。本来の考え方にはタカ派であり、QE(量的緩和)によるマネタリーベース拡大が中長期のインフレリスクを招くなど、行き過ぎた緩和策には批判的であった。ただここ1、2年は、A/I関連の投資など成長を加速する要因はあっても、生産性向上からインフレ懸念にはつなが

らずに利下げ余地はあることを述べている。

またトランプ関税についても、インフレ要因とはならないと主張し、トランプ大統領の経済政策を容認する姿勢もみせている。しかし、FRBのバランスシート拡張政策には否定的であり、もともと基本にあるのはインフレ抑制とFRBの中央銀行としての信認維持である。したがって、仮にウォーキュ氏がパウエル議長の後任に就任しても、経済データ次第では、特に需要牽引型よりもコスト押上げ型の成長の色合いが強くなれば、利下げそのものもできなくなると考えるのが妥当だ。

このようなケースでは、トランプ大統領の思惑が外れる可能性も皆無ではない。もちろん、純粹な経済政策論議だけではなく、政治的な駆け引きも水面下では行われる公算も大きいため、一概に決め打ちができる話ではない。しかし、経済・金融市場は、それをどの程度織り込むかが、今後の市場変動の行方を決める鍵になる。

## 米大統領 同床異夢の次期FRB議長と

## 「高市トレード」は新段階へ 突入か?

1月下旬、高市首相の衆議院解散・総選挙実施という決断によって、株式市場は選挙一色の展開となつた。通常、総選挙は株式市場にとつて、政治要因との影響はさほど大きくなない。しかし、今回の総選挙では直前に連立政権の政党の組み合せが変化し、野党第一党の立憲民主党と連立政権から離脱した公明党が統合して中道改革連合となり、新政党を結成する、といういきな。

激震が発生した。これが有権者の投票行動をどう変えるか予想がつかない、という見方が多くなつた。そして、多くの政党が消費税減税・廃止を掲げ、高市首相の「責任ある積極財政」という看板政策との対決姿勢を強めおり、今回の選挙結果は株式市場に影響を与えるのではなかつた。しかし、この声が強まつてきた。さて選挙運動が始まり、次々と世論調査が行われているが、とんどが連立与党、特に自民党の好調を伝えている。このまま

行けば、よほどの悪材料が発生しない限り「選挙によつて国民党の意図は実現され、政策推進に拍車がかかるだろう。

こうした展望は、当然株価にはプラスに働く。日経平均は総選挙が浮上してから一進一退で推移し、今年の高値54,341円(史上最高値)は1月14日に記録された。総選挙を契機に「高市トレード」の新段階が幕を開けるかもしれない。

ただ総選挙に勝利した高市首相の前途はバラ色のみではない。首相の掲げる「責任ある積極財政」は、証券市場から警戒感をもつて注視されてきた。積極財政は債券(国債)の巨額発行につながり、長期金利の大幅上昇をもたらす。金利上昇は本来、為替相場を円高へ導くはずだが、国債の重圧が円の価値を下落させ、結果として債券安、円安、株安のトリプル安という、理論的には矛盾した展開になる。

金

融

証

券